

⑱ 公益通報及び公益通報者保護制度

1 公益通報者保護制度の必要性

(1) 公益通報とは、防衛省・自衛隊の職員等が防衛省・自衛隊又は職員等の法令違反行為等について、通報窓口へ通報することです。

公益通報者保護制度とは、公益通報を行ったことを理由として、通報者が不利益な取扱いを受けることのないよう保護する制度です。

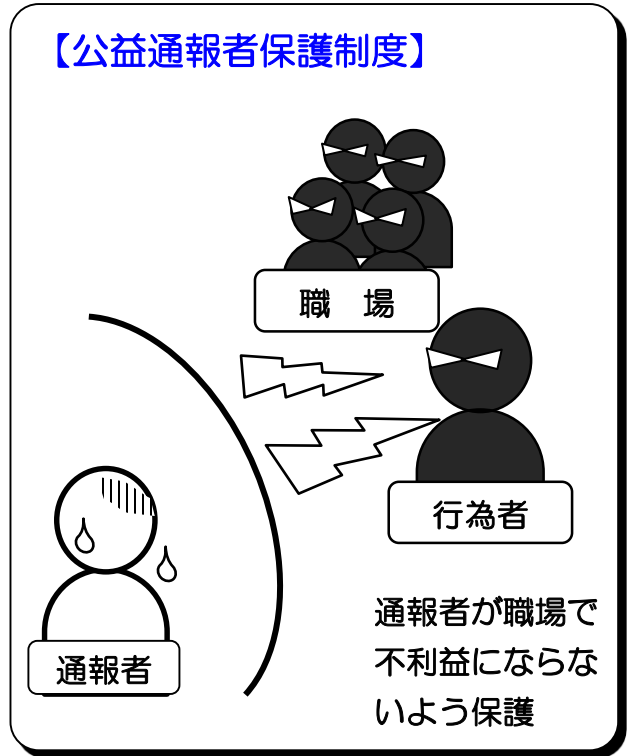
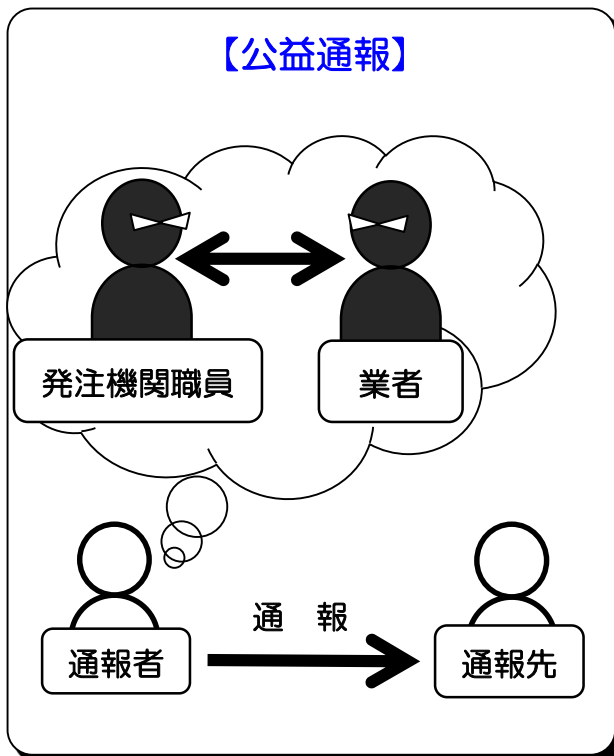
公益通報は、次に挙げる事項について期待できるため必要です。

ア 防衛省・自衛隊内において起こっている法令違反行為等の早期発見及び是正

イ 国民の利益や信頼を損なうような不祥事の回避又は発生による被害の低減

(2) 公益通報を行ったことを理由に公益通報を行った者（公益通報者）に対して不利益な取扱いをすること（例えばこれを理由としての不適切な人事異動や懲戒処分等）は、法令等により禁止されています。

2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等



⑱ 公益通報及び公益通報者保護制度

2 公益通報のポイント

(1) 誰が通報するのか

防衛省・自衛隊の職員、防衛省・自衛隊に労務を提供している労働者等です。

(2) 何を通報するのか

法令違反行為（法令違反行為及びそのおそれがある場合を含む。）が通報の対象となります。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的のものは除かれます。

（防衛省では公益通報者保護法上の通報対象事実に限定していません。）

(3) どこへ通報するのか

ア 窓口

窓口として、各機関等に所要の部署（総務担当部署等）が指定されています。

イ 部外の弁護士による窓口（ヘルプライン窓口）

防衛省ホームページ等からアクセスできます。

また、ヘルプライン窓口を通して通報した場合は、通報者の承諾がない限り、ヘルプライン窓口から防衛省本省及び防衛装備庁には匿名で連絡されます。

(4) どのように通報するのか

公益通報書（防衛省ホームページにも掲載）の提出（直接持参、郵送、電子メール）により通報します。

なお、匿名による通報は、通報対象事実があると信ずるに足りる相当な根拠を示して行われるものに限り、公益通報として受け付けします。

(5) 通報後はどうなるのか

ア 記入漏れや誤記入等を確認し受け付け、以下の場合を除き、受理され調査が行われます。

- 公益通報内容が通報対象事実にあたらなことが受付時に明白な場合
- 公益通報内容が著しく不分明な場合
- 公益通報内容が虚偽であることが明白な場合
- その他公益通報としての形式及び実質を備えていない場合

イ その後、調査の進捗状況については適宜に、調査結果については、遅滞なく通報者に通知されます。

(6) 通報により不利益を被らないか

通報者に対する不利益な取扱いは禁止されています。
また、必要なフォローアップが行われます。